

保険者による健診・保健指導等に関する検討会開催要綱

1. 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされており、平成20年度から実施されてきたところである。

今般、これまでの取組の実績や政府の方針等も踏まえ、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、より良い特定健診・保健指導のあり方など、保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。

こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法等の今後のあり方について、今までの実績を踏まえて検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

2. 検討事項

- (1) 特定健診・保健指導の実施方法等について
- (2) 特定健診の健診項目及び特定保健指導の内容等について
- (3) 保険者における特定健診・特定保健指導への取組みの評価方法等について
- (4) その他特定健診・保健指導に関連する事項について

3. 構成

- (1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。また、厚生労働省健康局、労働基準局安全衛生部及び老健局の職員がオブザーバーとして出席する。
- (2) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、保険局総務課（本課）の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室及び保険システム高度化推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」構成員

伊藤 彰久 (いとう あきひさ)	日本労働組合総連合会生活福祉局 次長
岡崎 誠也 (おかざき せいや)	全国市長会 国民健康保険対策特別委員長
貝谷 伸 (かいや しん)	全国健康保険協会 理事
北潟 繁一 (きたがた しげかず)	日本私立学校振興・共済事業団 理事
草間 朋子 (くさま ともこ)	日本看護協会副会長
小松 龍史 (こまつ たつし)	日本栄養士会 常務理事
齋藤 正寧 (さいとう まさやす)	全国町村会行政部会長
白川 修二 (しらかわ しゅうじ)	健康保険組合連合会 専務理事
高橋 信雄 (たかはし のぶお)	J F E スチール (株) 安全衛生部部长
多田羅 浩三 (たたら こうぞう)	(財) 日本公衆衛生協会 理事長
田中 一哉 (たなか かずや)	国民健康保険中央会 常務理事
津下 一代 (つした かずよ)	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
中島 次男 (なかしま つぎお)	地方公務員共済組合協議会 事務局長
中村 嘉昭 (なかむら よしあき)	全国国民健康保険組合協会 常務理事
保坂 シゲリ (ほさか しげり)	日本医師会 常任理事
山門 實 (やまかど みのる)	日本人間ドック学会 理事
横尾 俊彦 (よこお としひこ)	全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長
吉岡 清八郎 (よしおか せいはちろう)	共済組合連盟 常務理事
吉田 勝美 (よしだ かつみ)	日本総合健診医学会 副理事長